

# 住みよいまちづくりのために

## — 鷹の台地区 — 地区計画の手引

はじめに

「鷹の台地区」は、研究学園都市として緑と文化の香り豊かな市街地の形成を目指して計画的に開発され、良好な環境が保全されているところです。

これらの市街地環境を形成するために、都市計画法や建築基準法等により一定の基準が定められていますが、これらの基準だけでは、当地区の立地環境にふさわしい、魅力的で心地よいまちづくりを実現するには十分ではありません。そこで、地区計画制度により一定のルールを定め、さらにまちづくりを進めていくこととしました。

「鷹の台地区」の良好な環境は、地区の共有財産です。住みよい、愛着の持てる街づくりのためには、皆様のご協力が必要です。

この冊子は、「鷹の台地区」の地区計画の内容を説明したものです。この制度の主旨を十分ご理解のうえ、まちづくりについてご協力をお願いいたします。

### <地区計画について>

地区計画とは、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な都市環境の形成を図るために定められる計画です。地区の将来目標像を示す「地区計画の方針」と、生活道路、公園等の公共施設の配置や、建築物の建築形態のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」で構成されています。

地区の住民の声を十分に反映した「地区レベルの都市計画」といわれています。

# ＜鷹の台地区 地区計画運用基準＞

## 〔1〕建築物等に関する制限について

良好な住環境の形成・保全及び向上を図るため、地区計画で次のように定めています。

### (1) 建築物の用途

地区計画で次のような建築物の用途の制限をしています。

#### ①関連施設地区A

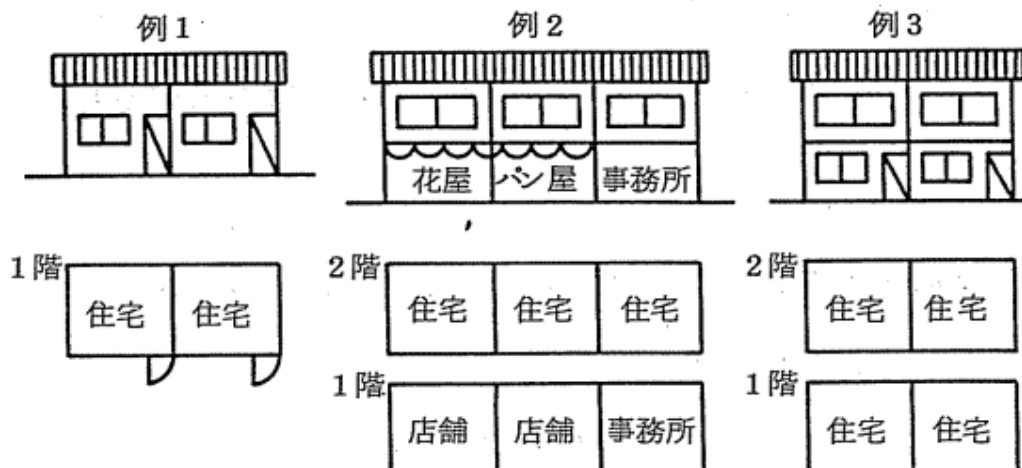
下記の建築物は建築することができません。

- |  |
|--|
| 1. <sup>※1</sup> 寄宿舍、 <sup>※2</sup> 長屋 |
| 2. 公衆浴場                                |
| 3. 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの            |
| 4. 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの          |

※1 寄宿舍とは………学校・事務所・工場・病院に付属して設けられる住居施設をいいます。

※2 長屋とは………二戸以上の住宅を1棟に建て連ねたもので、それぞれの住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に玄関のある住宅をいいます。テラスハウスや長屋建ての店舗併用住宅等が、これに含まれます。

#### 長屋の例



## ② 関連施設地区B

下記の建築物は、建築することができません。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. <sup>※1</sup> 寄宿舍、<sup>※3</sup> 下宿又は<sup>※2</sup> 長屋</li><li>2. 公衆浴場</li></ol> |
|---|

※ 文中にある※1～2の注釈は、①関連施設地区Aの項での説明と同様です。

※3 下宿とは………家計を共にしない単身者が、比較的長期間賃借りで滞泊できるように造られた部屋をいいます。

## ③研究施設地区

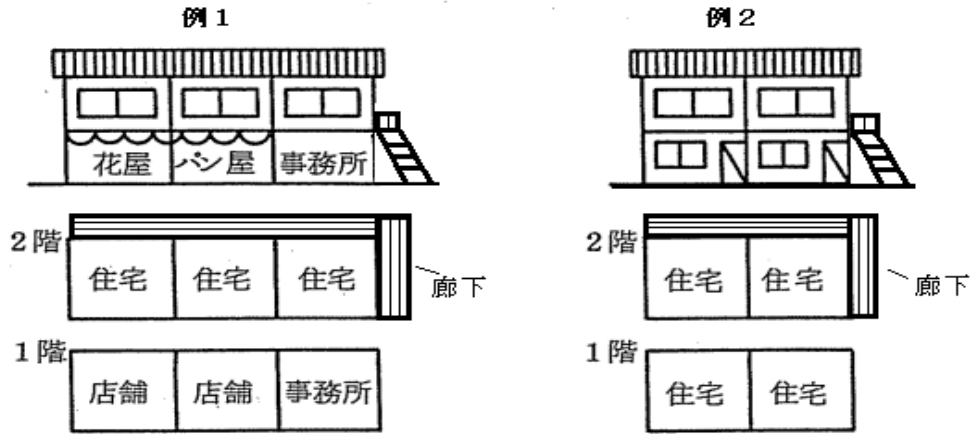
下記の建築物は、建築することができません。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 住宅</li><li>2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令第130条の3に定めるもの</li><li>3. <sup>※4</sup> 共同住宅、<sup>※1</sup> 寄宿舍、<sup>※3</sup> 下宿又は<sup>※2</sup> 長屋</li><li>4. 学校、図書館その他これらに類するもの</li><li>5. 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</li><li>6. 公衆浴場</li><li>7. 診療所</li><li>8. 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの</li><li>9. 病院</li><li>10. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</li><li>11. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2に定める運動施設</li><li>12. ホテル又は旅館</li><li>13. 自動車教習所</li><li>14. <sup>※5</sup> 畜舎</li><li>15. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li><li>16. カラオケボックス、ダンスホールその他これに類するもの</li><li>17. 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類するもの</li><li>18. キャバレー、料理店その他これらに類するもの</li><li>19. 危険物の貯蔵又は処理に供する施設（建築物に付属するものを除く）</li></ol> |
|--|

※ 文中にある※1～2の注釈は、①関連施設地区A、※3の注釈は②関連施設地区Bの項での説明と同様です。

※4 共同住宅とは………集合住宅において廊下や階段等を共有する形で造られている住宅。アパート、マンション、共同建て店舗併用住宅等がこれに含まれます。

共同住宅の例



※5 畜舎とは……動物が宿泊できる施設をいい、ペットショップや動物病院（入院施設があるもの）も含まれます。

①～③共通

なお、市長が公益上必要で周辺環境を害するおそれがないと認めた建築物については、この限りではありません。

(2) 建築物の敷地面積の最低限度について

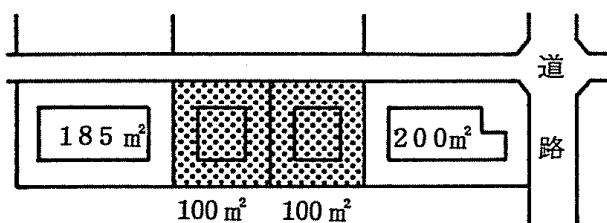
現在のゆとりある敷地規模を将来とも維持するため、建築物の敷地面積の最低限度は次のように定められています。

関連施設地区A	関連施設地区B	研究施設地区
160 m <sup>2</sup>		6,000 m <sup>2</sup>

これは、宅地の細分化に伴う居住環境（日照、通風、プライバシー等）の悪化や様々なトラブルの発生を防止します。

たとえば、次のような場合は建築できません。

例) 関連施設地区A、関連施設地区B



200 m<sup>2</sup>の敷地を2区画に分割した場合は、それぞれの建築物の敷地面積が160 m<sup>2</sup>未満となるため、建築できません。

敷地分割の禁止

ただし、公益上必要な建築物についてはこの限りではありません。

公益上必要な建築物とは、建築基準法施行令第130条の4に掲げられているものです。例えば電力変電所、ガスガバナ（整圧器）、警察官派出所等が考えられます。

### (3) 壁面の位置について

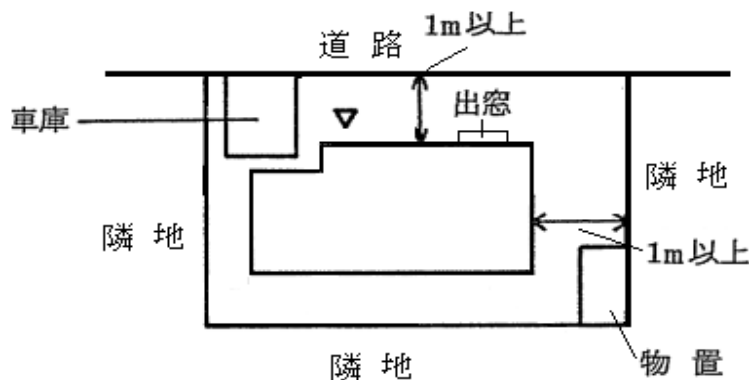
建築物の周りに空間をとることにより、日照や通風、植栽空間等を確保し、ゆとりある良好な環境を保ちます。

#### ① 関連施設地区A・②関連施設地区B

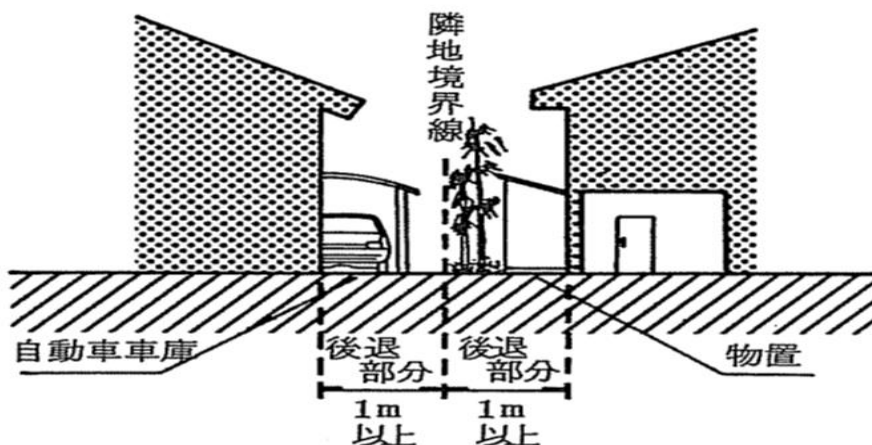
建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は1m以上とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- 1) 床面積に算入されない出窓
- 2) 建築物に付属し、別棟となる物置等で高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が6.6㎡以下であるもの
- 3) 建築物に付属し、別棟となる車庫で高さ3m以下であるもの。
- 4) 玄関のポーチのひさし又は柱
- 5) 床面積に算入されないバルコニー又はその柱

○隣地境界線及び道路境界線までの距離は、下図のようになります。

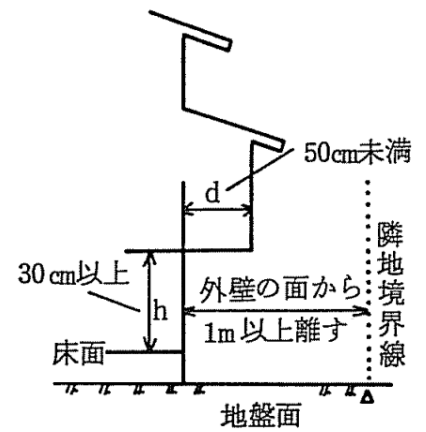


※適用除外となる物置・車庫については、6～7ページをご覧ください。

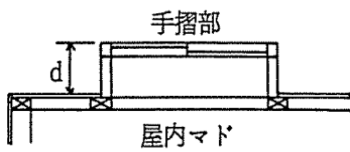


出窓とは……建物の壁面より外に張り出している窓であり、次の各号すべてに該当するものをいいます。

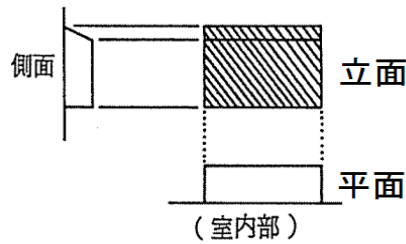
- 一、下端の床面からの高さ（ $h$ ）が 30 cm 以上
- 二、周囲の外壁面からの水平距離（ $d$ ）が 50 cm 以上突出していないこと。
- 三、室内側からの見付面積の  $1/2$  以上が窓であること。



窓の出(d)のとり方



• 見付面積のとり方



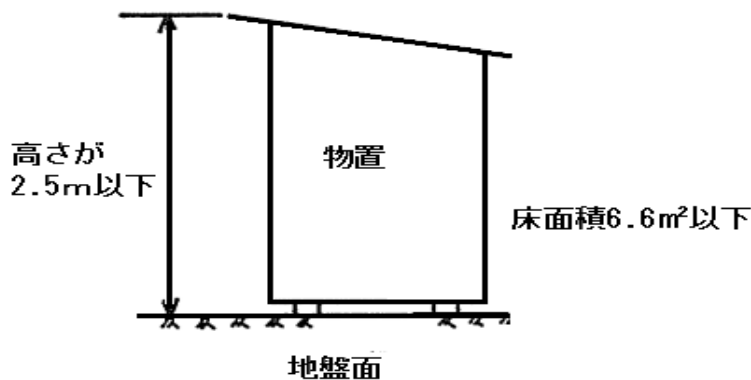
次の各号に該当するものは、ここで示す出窓に該当しません。

- 一、該当部分が屋根と一体となっており、下屋のないもの
- 二、該当部分の天井が室内の天井の高さ以上にあるもの
- 三、相当部分が棚等、物品の保管格納のためにあるもの
- 四、当該部分の下に地袋を有しているもの
- 五、その他特殊な形状のもの又は床としての機能を有するもの

○建築物に付属する物置について

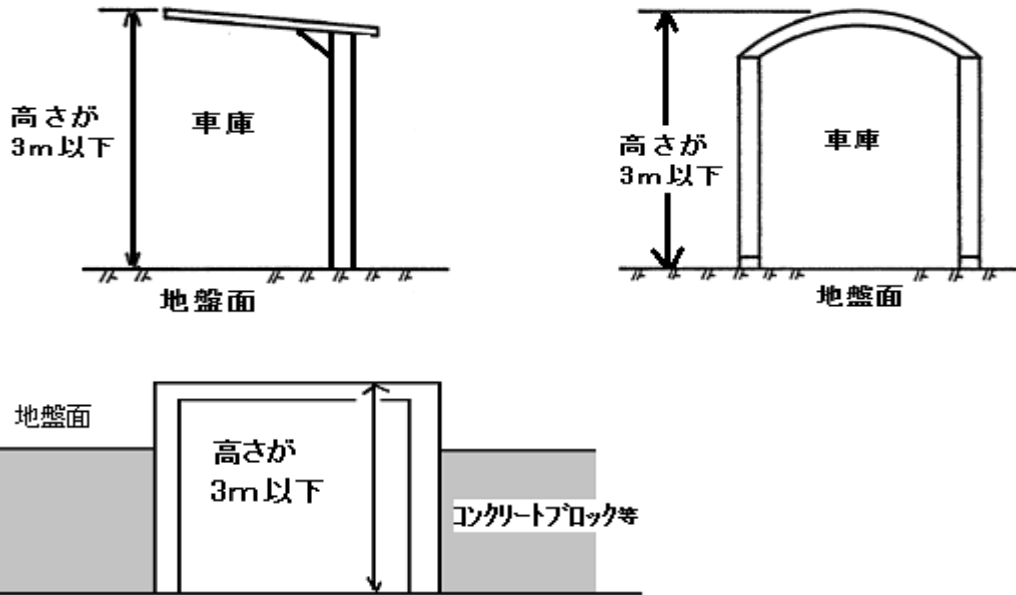
次のような物置は適用除外です。

（2棟以上設ける場合は、床面積の合計が 6.6 m<sup>2</sup>以下となります。）



○車庫について

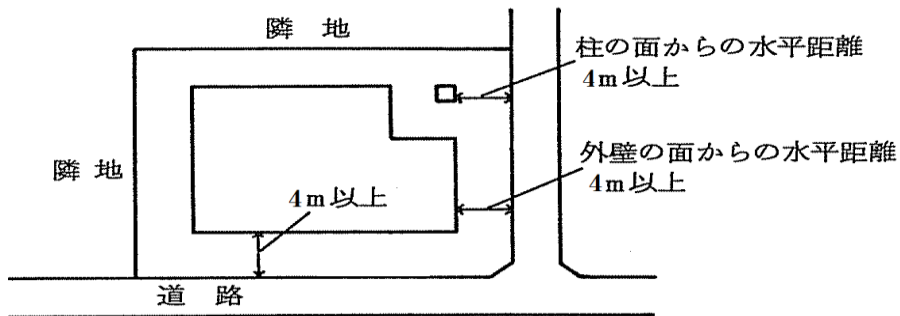
次のような車庫は適用除外です。



### ③ 研究施設地区

建築物の外壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離は、4m以上とする。

○道路境界線及び隣地境界線までの距離は、下図のようになります。



### (4) 建築物の高さの最高限度について

周辺の低層住宅との整合を図りながら良好な居住環境を維持するため、建築基準法第56条による高さ制限のほかに、建築物の高さの最高限度が次のように定められています。

関連施設地区A	関連施設地区B
住宅及び併用住宅 10m	それ以外の物 20m

これは、高さの最高限度を定めることにより、日照やプライバシー等の阻害を防止するとともに、統一のある街並み景観をつくります。

## (5) かき又はさくの構造について

地震時の倒壊を防ぎ、防火上の効果も考慮するとともに、身近な自然としての四季の変化を楽しませてくれ、緑豊かな街並みとなるよう、かき又はさくの構造について、次のような内容が定められています。

### ①関連施設地区A・②関連施設地区B

かき又はさくの構造は、生け垣、フェンス又は鉄さく等透視可能なものとする。

ただし、次に掲げるものを除く。

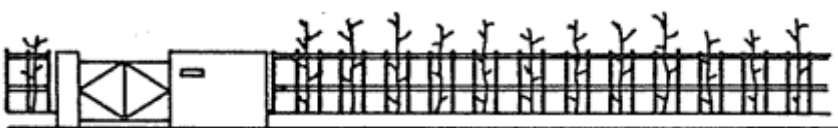
(1) コンクリート造、ブロック造、石垣等で宅地の地盤面から高さが1.2m以下のもの

### ○ 透視可能な工法例

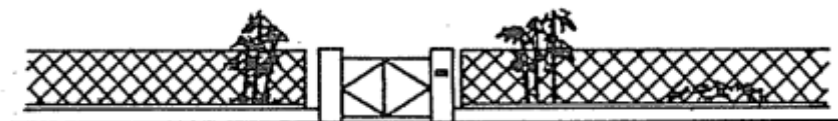
#### • 鉄さく等



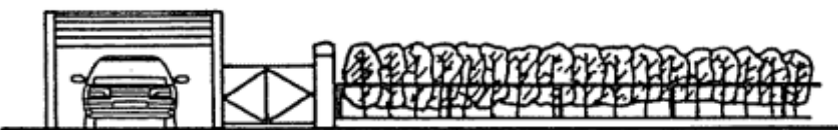
#### • 四ツ目垣



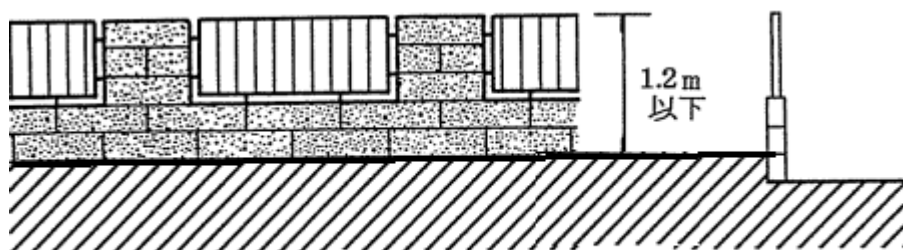
#### • フェンス



#### • 布掛



### ○ブロックと鉄さくの併設による例



宅地の地盤面



### ③研究施設地区

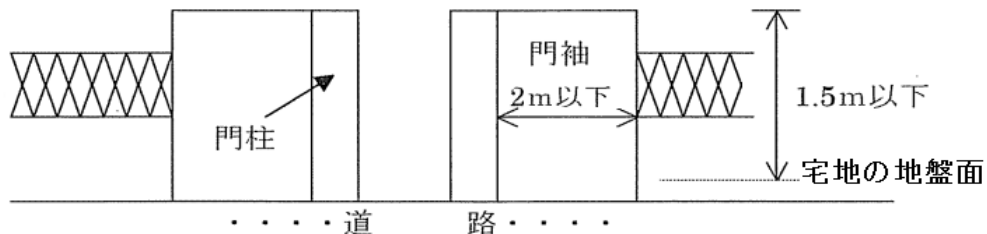
かき又はさくの構造は、生け垣、フェンス又は鉄さく等透視可能なものとする。

ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 他法令に基づき設置するもの
- (2) コンクリート造、ブロック造、石垣等で宅地の地盤面から高さが1.6m以下のもの

#### ◆ 門柱・門袖

○門柱・門袖の高さについては、宅地の地盤面から1.5m以下のもの、門袖の長さは、左右各2m以下のものとします。



### 〔2〕届出の手続き

#### (1) 届出の必要行為

次の行為を行う場合は、都市計画法第58条の2に基づき、工事着手の30日前までに四街道市長へ届出が必要です。

- ・ 土地の区画形質の変更……切土、盛土、道路、宅地の造成等
- ・ 建築物の建築、工作物の建設、建築物の用途変更  
……新築・増改築・移転・修繕等
- ・ 建築物の意匠の変更

#### (2) 届出先

別紙届出書（正本・副本）に必要な図面を添付し、四街道市長（四街道市役所都市計画課）へ提出してください。

なお、建築確認申請を必要とする場合は、この届出の副本（受理書）を建築確認申請書に添付し、申請してください。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

四街道市役所 都市部 都市計画課  
〒284-8555 四街道市鹿渡無番地  
電話 043-421-6141